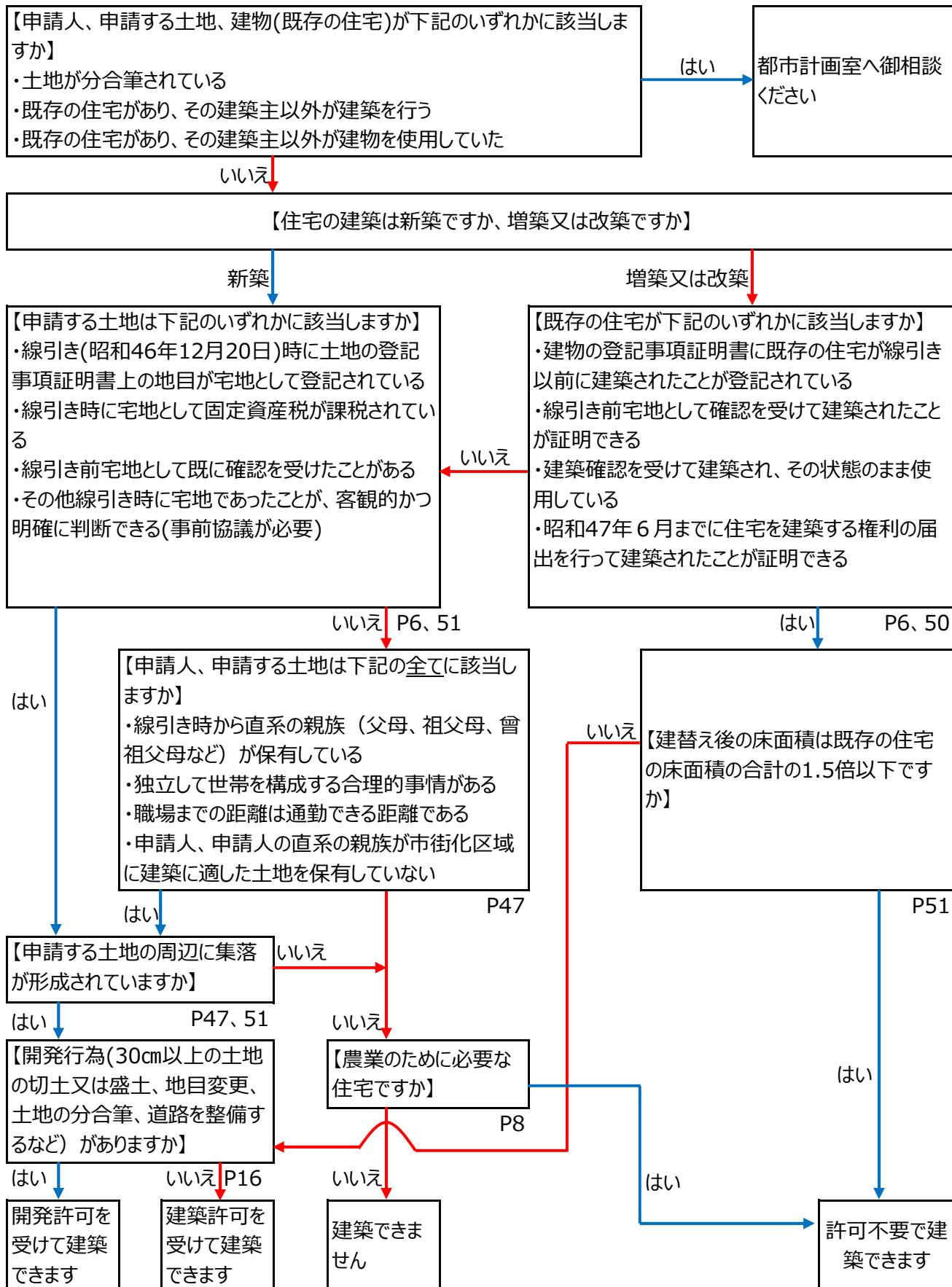


※このフローチャートは、住宅を建築する場合の都市計画法の制限を簡易に示したものですが、下記以外の規定や他の法律の制限が適用される場合があるため、必ず都市計画室へ御相談ください。
御相談なく不動産取引を行った場合のトラブルにつきましては、町は一切責任を負いません。

市街化調整区域に住宅を建築する場合の都市計画法フローチャート



※ページ番号は、まちづくり課が策定している「開発許可制度の手引き（令和7年10月）」の記載ページです。

松前町まちづくり課都市計画室
TEL 089-985-4124